

北海道雇用・人材対策基本計画の概要

令和 2 年（2020 年） 3 月 北海道

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本道を取り巻く経済・雇用情勢やこれまでの施策の実施状況などを踏まえ、雇用・労働に関する諸課題への的確な対応を図りながら、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の基本的な方向性を示す計画を策定する。

2 計画の位置づけ

北海道雇用創出基本条例第 10 条に基づく「雇用の創出に関する基本的な計画」及び北海道総合計画の特定分野別計画。

3 計画の期間

令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間

4 計画の目標

労働力率：令和 5 年で 60%以上

労働力人口：令和 5 年で 274 万人以上（令和元年比 1 万人増）

就業率：各年において前年より上昇

5 計画のめざす姿と推進力

【めざす姿】『将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会』

〔良質で安定的な雇用を実現し、働く意欲のある方々を増やすとともに、道民が、それぞれのライフステージに応じて、経験や能力を発揮し、地域を支える産業の活性化が図られる好循環を生み出す。〕

【推進力】 ①事業者と働く人々の意欲と挑戦 ②地域の創意に満ちた取組 ③分野横断的な連携・協働

II 雇用を取り巻く状況と課題

人口減少・少子高齢化が進む中、人手不足は深刻化、また、事業所の縮小・廃止等による離職者も一定程度発生しており、良質で安定的な雇用の実現に向けて、多様な方々の労働参加、安心して働ける環境づくり、地域を支える産業の活性化が必要。

【多様な方々の労働参加】	【安心して働ける環境づくり】	【地域を支える産業の活性化】
女性や高齢者などの更なる労働参加の促進をはじめ、人材流出の防止や道外からの人材誘致、知識技能の取得・向上などによる人材の育成・確保が必要。	能力を発揮しながら働くため、また、企業が人材を確保するため、働き方改革の推進などによる就業環境の整備や、雇用のセーフティネットの整備が必要。	企業が人材を確保し、魅力にあふれ、安心して働ける職場環境を整備するため、企業等の省力化・効率化といった生産性や収益力の向上が必要。

III 良質で安定的な雇用の実現に向けた取組

1 人材の育成・確保

(1)労働参加の促進

①女性への就業支援

多様なニーズに対応した就業支援、職業能力開発機会の提供、様々な産業分野における女性活躍の促進など

②高齢者への就業支援

再就職に向けた職業能力の開発、65 歳超の働く職場の拡大促進、関係機関と連携した高齢者雇用の機運醸成など

③障がい者への就業支援

関係機関と連携した福祉的就労から一般就労に向けた一体的支援、希望や特性等に応じたきめ細かな就業支援など

④長期無業者等への職業的自立支援

就職氷河期世代を含む長期無業者や不安定な就労状態にある方への支援体制づくり、職業訓練等による雇用機会の拡大など

⑤季節労働者の通年雇用化の促進

通年雇用促進協議会の活性化、冬期間における雇用の確保、季節労働者の技能向上、事業主への意欲喚起など

(2) 新規学卒者等の道内就職の促進	現場見学会等による道内産業の魅力発信、企業説明会・インターンシップの実施、教育機関と連携したキャリア教育の充実など
(3) 人材の誘致	
① U I ターンの促進	移住・定住施策との一体的な取組、就職フェアなどを通じた首都圏等大学生などのU I ターンの促進、関係人口の創出・拡大など
② 外国人材の受入れ	地域や企業等における外国人材の受入環境づくりへの支援、北海道で働き暮らすことの魅力の国内外への情報発信など
(4) 求人・求職のマッチング	カウンセリングの実施、人手不足分野などにおける職業理解の促進、地域企業の魅力発信やマッチング機会の提供など
(5) 知識・技能の習得・向上	
① 地域を支える産業の担い手の育成	地域の課題やニーズ等に対応した産業人材の育成、技能の継承、未来を担う若者への産業教育の充実など
② 多様な訓練機会の確保	スキルアップに向けた職業訓練の実施、中小企業事業主団体等の職業訓練への支援、職業能力評価システムの普及促進など

2 就業環境の整備

(1) 労働時間や待遇などの改善	長時間労働の是正や年次有給休暇の取得、最低賃金制度や労働関係法令の遵守、正規労働者への転換制度等の導入促進など
(2) 多様で柔軟な働き方がしやすい環境の整備	働く方々の希望するスタイルに合った多様で柔軟な働き方の普及・促進、就業環境の整備に取り組む企業等への支援など
(3) 子育て・介護・治療と仕事の両立支援	育児・介護休業制度等の活用促進、子育て支援・介護サービス等の充実、仕事と家庭の両立に取り組む企業への支援など
(4) 従業員の職場定着への支援	在学中からの職業理解等の促進、メンター制の普及やコンサルティングの実施、職場定着等に向けた企業支援など

3 生産性や収益力の向上

(1) 中小・小規模企業の経営力の向上	経営相談や指導体制の充実による経営体質の強化、事業承継の円滑化、創業等の促進、地域商業の活性化など
(2) 地域産業の付加価値向上や省力化・効率化	公設試験研究機関等の活用による新技術・新製品の開発促進、地域資源を活用した商品・サービスの創出、適切な資源管理など
(3) 成長分野への展開	
① ものづくり産業の振興	関係機関と連携したものづくり企業の技術力向上支援、道内企業の技術力強化等による参入促進や関連企業の誘致など
② 新しい分野の産業育成	航空宇宙産業への参入や新ビジネス創出支援、自動走行実証試験の活性化、健康長寿産業や環境・エネルギー産業の振興など
(4) 北海道ブランドの発信力強化と体制整備	道産食品の生産の安定化・輸出品目拡大、人材育成・輸出支援体制強化、国際的に質の高い観光地づくり、戦略的誘客活動など
(5) 道外・海外からの投資促進	北海道の優位性を活かした企業立地の推進、サテライトオフィスなど地域と連動した企業誘致活動など

4 雇用のセーフティネットの整備

雇用の維持と離職者等の早期再就職支援	倒産の未然防止、事業継続が困難な事業者の雇用維持に向けた関係機関と連携したサポート、離職者の早期再就職支援など
--------------------	---

IV 計画の推進管理

(1) 推進体制

「庁議」や「北海道人材確保・働き方改革推進本部」等を開催し、様々な分野の施策と連携。

(2) 推進計画

毎年度「推進計画」を策定し、取組結果を公表。

(3) 点検評価

関連施策を通じた就職者数など雇用効果の把握とともに、働き方改革を一層進める観点から指標を設定し進捗状況を確認、就業や求人・求職の状況等の分析により、施策の点検評価を実施。